別記第６号様式（第９条関係）

阿世協第　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　阿蘇地域世界農業遺産推進協会長

平成３０年度伝えたい阿蘇の農業遺産資源保全・継承支援事業

補助金変更交付決定通知書

　平成　　年　　月　　日付けで変更申請のありました平成３０年度伝えたい阿蘇の農業遺産資源補助金については、下記のとおり補助額の変更交付決定いたしましたので、通知します。

記

１．前回交付決定額　　　　　　　　　　　　円

２．今回交付決定額　　　　　　　　　　　　円

３．増減額　　　　　　　　　　　　　　　　円

４．減額の場合の返納先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関 |  | 支店名 |  |
| 講座種別 |  | 口座番号 |  |
| 名 義 人 |  |

５．条件

①この補助金は、平成３０年度伝えたい阿蘇の農業遺産資源保全・継承支援事業補助金実施要項に従い執行しなければならない。

②この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を補助事業完了の翌年から起算して５年間整備保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

③事業施行者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においてもその善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

④前各号に掲げる条件に違反した場合には、補助金の一部又は全部を返還させることがある。